

# 第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 15 日

平成19年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 6 月 1 5 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年6月15日 午前10時01分 議長宣言		
	閉 会	平成19年6月15日 午後4時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	宮 平 秀 保
	5 番	金 城 勝 英	9 番	金 城 英 雄
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	8 番	宮 平 秀 保	1 番	宮 里 順 之
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

## 平成19年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成19年6月15日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名について
4		会期の決定
5		一般質問について
6	議 案 第 4 2 号	専決処分を求めることについて（座間味村税条例の一部を改正する条例について）
7	議 案 第 4 3 号	専決処分を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について）
8	議 案 第 4 4 号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について）
9	議 案 第 4 5 号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
10	議 案 第 4 6 号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について）
11	報 告 第 1 号	平成18年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
12	議 案 第 4 7 号	平成19年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
13	議 案 第 4 8 号	平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
14	議 案 第 4 9 号	座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
15	議 案 第 5 0 号	南部広域行政組合格約の変更について

○ 議長（金城英雄）

ただいまから平成19年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成19年6月14日現在

1. 平成19年 3月12日、平成19年第1回定例議会（3月16日まで）
2. 平成19年 3月29日、平成19年第2回臨時議会
3. 平成19年 4月26日、沖縄県市町村行政連絡協議会
4. 平成19年 5月 9日、離島六村議会運営協議会（粟国村）
5. 平成19年 5月22日、全員協議会
6. 平成19年 5月29日、平成19年第3回臨時議会
7. 平成19年 5月31日、座間味診療所医師確保要請（病院事業局、副知事）
8. 平成19年 6月 8日、沖縄県市町村合併フォーラム

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

行 政 報 告

平成19年6月15日現在

- |       |       |                        |
|-------|-------|------------------------|
| 平成19年 | 3月17日 | 南部振興会理事会               |
|       | 18日   | なんぶトリムマラソン大会           |
|       | 20日   | 商工会ブランド説明会             |
|       | 22日   | 離島活性化委員（内閣府）面談         |
|       | 23日   | 教職員等離任式                |
|       | 24日   | 「クジラと花の音楽祭」内殿落成祝       |
|       | 26日   | 総合事務局船舶課来訪（海駅構想について）   |
|       | 27日   | 「なんぶトリムマラソン」慰労の夕べ      |
|       | 28日   | 沖縄県へき地保健医療支援計画等策定会議    |
|       | 〃     | 総合事務局運輸部船舶第1課業務調整      |
|       | 29日   | 全員協議会                  |
|       | 〃     | 第2回臨時議会                |
|       | 31日   | 自衛隊ヘリ墜落事故対応協議（離島振興協議会） |
| 平成19年 | 4月 2日 | 辞令交付式                  |
|       | 3日    | 教職員辞令交付式               |
|       | 4日    | 21・ざまみ取締役会             |

	〃	むらづくり意見交換会（座間味総合センター）
	5日	ブロードバンド開通式
	〃	むらづくり意見交換会（阿嘉総合センター）
	6日	東京新聞取材
	10日	三校入学式
	11日	県各部局へあいさつ（幸地政策調整監）
	12日	りゅうせき商事嘉手納取締役面談
	〃	郵便局窓口会社寺坂社長来訪
	〃	秋葉衆議院議員演説会
	16日	南部市町村会定例総会
	〃	島尻郡体育協会評議員会
	17日	介護広域連合臨時会
	〃	沖縄総合通信事務所長表敬
	19日	頑張る地方応援懇談会
	21日	ヒューマン政経文化セミナー
	22日	病院事業局長面談
	〃	沖縄タイムス復帰35年インタビュー
	23日	琉球大学アドバイザー会議
	24日	沖縄県地域・離島課長訪問
	25日	かりゆしアーバン平良社長面談
	〃	座間味区総会
	26日	第36回新会員歓送バレーボール大会
	〃	はばたけ美ら島県民の会事務所びらき
	28日	座間味診療所医師不在に伴う説明会（阿嘉総合センター）
	29日	ヨットレース協賛依頼
	〃	南部振興会表彰審査委員会、理事会（壺川ビル14：30）
	〃	県漁港漁場協会総会
	〃	座間味診療所医師不在に伴う説明会（座間味総合センター）
	30日	慶良間海域保全会議
	〃	饒波保座間味診療所長へお礼のあいさつ
	31日	医師早期確保要請（県知事、病院事業局、県議会議長）
	〃	那覇港振興協議会総会
6月	1日	電波の日記念式典
	〃	日経メディカル取材
	6日	総合事務局運輸第1課長訪問
	7日	21・ざまみ取締役会
	〃	学力向上対策協議会
	8日	清和政策研究会との懇談会
	9日	ラフウォータースイムイン座間味2007
	11日	商工会トップセミナー（座間味総合センター）

- 1 2 日 第8回サバニ帆漕レース記者発表（那覇市役所）  
1 4 日 行政対象暴力防止協定書の締結（村長室）

私の方から行政報告をいたします。議長と同じように、皆さんのお手元に2枚つづりで3ページにわたる資料をお配りしてありますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

日程は去った第1回議会3月16日以降の主な事項について報告しておりますので、ひとつよろしく願います。

○ 議長（金城英雄）

以上、村長の行政報告は終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番 宮平秀保議員及び1番 宮里順之議員を指名します。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異義なし」と言う者あり）

異義なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

[一般質問 別掲]

○ 議長（金城英雄）

日程第6．議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（座間味村税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

座間味村税条例（昭和58年条例第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めます。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

座間味村税条例の一部を改正する条例（別紙）

(専決処分理由)

地方税法の一部が改正され、平成19年4月1日から施行されることに伴い座間味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成19年3月31日

座間味村長 仲 村 三 雄

以下、改正の内容については担当から説明いたします。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩  
再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

大城晃税務課長。

○ 税務課長（大城 晃）

それでは私の方で、これは例年あることなんですけれど6月議会に。それで地方税法毎年のことながら4月1日スタートということで、6月に専決処分ということで毎年同じ時期にこの議案が出されております。

平成18年の税制改正による改正ということで、主なところは地方自治法の一部改正で、例えば助役が副村長になったとか大きなものがありましたね。あれもここで用語の整理が主になっておりますので、地方税の改正よりも地方自治法の一部改正により用語の改正がもうトップバッターで出ております。村吏員、村吏員から村職員ということで直されたりとか、それからこの主な改正点を条例を見る前にかいつまんで説明しますと、1つには4月の広報で説明をしています所得税と住民税の税率が変わりますというパンフレット、これは印刷物でもう既に各家庭に配布しています。それが1番目の税制改正の大きな改正点、それから定率減税を廃止する。耐震改修促進税制の創設。これは固定資産税で、これまで既存の住宅だったのが耐震改修すると固定資産税が減額されますというのがこうなっています。それから自動車税のグリーン化、自動車取得税の低燃費車特例の延長というのもこの税制改正です。もう1つは去年の7月1日からたばこが値上げしました。そのたばこ税の税率の引き上げ、市町村たばこ税に大きくかかわってきますので、これはこのうちの条例の中に1,000本につき3,298円とするという税はこれにうたわれております。それから地震保険料控除の創設とか、これは個人住民税に含まれています。こういったのが平成18年度の税制改正によるもので、どの市町村横並びでもこの時期に専決処分で議案を上程しているということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(座間味村税条例の一部を改正する条例)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(座間味村税条例の一部を改正する条例)については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度座間味村一般会計補正予算(第1号))についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

## ○ 村長(仲村三雄)

### 議案第43号

#### 専決処分の承認を求めることについて

平成19年度座間味村一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により特に緊急を要する議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

#### 平成19年度座間味村一般会計補正予算(第1号)別添

(専決処分理由)

平成18年度航路事業特別会計決算が赤字決算となるため、平成19年度一般会計において航路事業特別会計繰出金を計上したが、平成19年度沖縄県離島航路対策補助金交付額の決定により、航路事業特別会計への一般会計繰出金が当初予算計上額を上回っていることが判明した。

地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用手続きが必要となった航路事業特別会計においては、繰上充用の原則に従い出納閉鎖期日までに補正予算を専決する必要があることから、一般会計からの航路事業会計への繰出金においても補正予算を専決する必要があることから、特に緊急を要するため議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。



平成19年5月31日

座間味村長 仲村三雄

以下、内容について担当から説明させます。ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（金城英雄）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

補正第1号について簡単に説明をさせていただきます。ただいま村長から説明がありましたとおり、平成18年度におきまして航路会計が赤字になっております。航路会計に限らずなんですけれども、その年度において赤字が発生する場合には繰上充用をしなければならないこととなっております。地方自治法施行令の166条の2の規定において平成19年度の歳入歳出補正予算を組んで、平成18年度の赤字分の補てんをしなければならないという、これは財政上の方法だと思っただけであればいいことなのですが、このようになっております。さらに補正の中には船舶への繰り出しとあとの議案で出てきますけれども、老人保健特別会計からこの方も平成18年の精算分ということで一般会計への逆に繰り出しということで、入る分が補正の中身となっております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第1号））についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

## 議案第44号

### 専決処分の承認を求めることについて

平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、特に緊急に要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲村三雄

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急に要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）別添

#### （専決処分理由）

市町村が支弁する老人医療費の支弁状況により、国・県の負担金額変更申請を行っているが、最終の平成19年3月に変更決定の平成18年度老人医療支弁見込額が支弁実績を下回ったため、歳入が歳出に不足していることが判明したため、繰上充用手続きが必要となった。

よって、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用の手続きをとることとし、繰上充用の原則に従い出納閉鎖期までに補正予算を専決する必要がある、特に緊急に要するため議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年5月31日

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,419万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。

平成19年5月31日提出

詳細については、担当から説明させます。よろしく御審議お願いします。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの説明をいたします。老人医療の仕組みといたしましては、補助金の方は支払い基金、それから国、県、市町村持ち出しとなっております。国と県の変更申請の方が12月に行われまして、支出の方は4月まで続きますので見込みで補助金の方を申請いたしましたところ、医療費の伸びが明らかになりまして3月以降支出の方が不足いたしました。精算という形で平成19年度に過年度分の追加交付がございます。

6ページをお開きください。支払い基金交付金といたしまして16万円、審査支払い手数料といたしまして1万9,000円の追加交付がございます。

続きまして7ページ。医療費の国庫負担金といたしまして、446万1,000円の過年度の交付金がございます。

8ページの方ですが、県の方から県の負担金といたしまして27万4,000円の過年度分の追加交付がございます。

続きまして歳出の方ですが、9ページの方をお開きください。単年度精算になっておりますので、繰出金として83万9,000円一般会計の方にお返しすることになっております。

最後になりますが10ページの方、前年度不足しております医療費の分、407万5,000円を繰上充用金として支出を計上しております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号））についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号））については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて

平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲村三雄

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）別添

（専決処分理由）

平成18年度簡易水道事業特別会計において赤字決算となるため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用手続きが必要となった為、繰上充用の原則に従い出納閉鎖期までに補正予算を専決する必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年5月31日

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億476万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年5月31日提出

座間味村長 仲村三雄

詳細について担当から説明します。御審議をよろしくお願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

議案第45号について説明をいたします。先ほどお手元に資料をお配りしましたけれども、これは水道の料金の納付状況とそれと滞納分の額の状況を表にしたものです。上の表は、これは各年度の平成8年から平成18年までの各年度の水道料金の現年度分の収入状況と滞納の収入状況を示しております。下の欄がただいま滞納分として督促をしている水道料金と各年度、それと各字ごとに件数で示しております。今現在、平成19年5月31日に水道閉鎖しましたので、その時点で幾ら滞納分があるかということでこれは平成元年にさかのぼりますと、下の合計欄にありますように1,906万2,000円という額になります。徴収の仕方についてはできるだけ古い年度順に納付をしていただいております。時効という大きな制約もありますので、できるだけ古い順序に納めていただきまして、平成18年度においては平成4年度分の納付とか、平成6年度分かなり以前の分ですがそういうような納付もありました。そういうことで今後も滞納分を少しでも減らすように努力をしていきたいと思っております。具体的な事務はどういうふうに行ったかということなんですが、去年の11月にこの平成元年から平成17年までの該当者に通知書を送っております。納税計画ですね、これも送っていきまして、それとあと年が明けまして今年の4月にも滞納者全員に通知書を送っています。それと同じく先月の5月、合計3回滞納の督促の通知を送りましてどうしても応じられないというところは5件ありまして、これはメーター撤去しております。残りについては分割して納付していただくように納税計画をつくっていただきました。そういうことで去年の1年間の滞納の収入が241万6,624円、これは上の表の平成18年度の2列目の表になりますけれども、もうちょっと頑張って取りたかったんですけども、結果的には赤字ということで赤字相当分を次年度の収入として一生懸命頑張って徴収したいという内容のものです。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案の決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第46号

専決処分の承認を求めることについて

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要する議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

（専決処分理由）

平成18年度歳入において、収入予定の離島航路対策補助金（県補助金）は平成19年5月末に振込みされる予定でしたが、県からの振込が6月1日以降とのことで、平成18年度歳入予算への受け入れが困難となり、平成18年度決算において赤字決算となるため、繰上充用手続きが必要となった。

よって、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用の手続きをとることとし、繰上充用の原則に従い出納閉鎖期までに補正予算を専決する必要がある、特に緊急を要するため議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年5月31日

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,858万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,037万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年5月31日提出

座間味村長 仲村三雄

詳細については、担当から説明しますのでよろしく御審議をお願いします。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの航路事業特別会計補正予算（第1号）についての御説明をいたします。歳入は83万9,000円は一般会計より繰入金、そして国、県より前年度赤字の繰越金として計上しております。今年も赤字であります。この赤字決算については昨年の10月から本年9月までの額となります。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号））については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 報告第1号 平成18年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、報告の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

平成18年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成18年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成18年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越金	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	起債		負担金
8 土木費	2 道路橋梁費	村道座間味阿佐線道路 改良事業	円 174,000,000	円 92,412,000	円 82,400	円 73,929,600	円 0	円 18,400,000	円 0	円 0
8 土木費	2 道路橋梁費	村道慶留間阿嘉線道路 改良事業	77,000,000	1,568,000	0	1,254,400	0	300,000	0	13,600
10 教育費	5 社会教育費	平和教育冊子編集事業	3,665,000	3,261,000	0	0	0	0	0	3,261,000
合計			円 254,665,000	円 97,241,000	円 82,400	円 75,184,000	円 0	円 18,700,000	円 0	円 3,274,600

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲村三雄



○ 議長（金城英雄）

これで報告の説明を終わります。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之）

平和教育冊子編集事業、これはもう編集はもちろん終わっていますよね。これはいつできますか。

○ 議長（金城英雄）

宮城武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

平和学習、ただいま編集中でございまして、平成18年12月からですので到底期限に間に合いませんので繰り越しやっておりますけど、今現在60%の進捗で一生懸命頑張って毎月、一月1回委員が集まってやっております。8月ぐらいに完成を目指して今頑張っているところでございます。

○ 議長（金城英雄）

これで終わります。  
日程第12. 議案第47号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第47号

平成19年度座間味村一般会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億363万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

詳細については、担当から説明しますのでひとつよろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。まず7ページをお開きいただきたいんですけども、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、それぞれ2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費というふうに予算が計上されているかと思うんですが、これは組織の再編とあと人事異動に伴う人件費の移動になっております。それから11ページなんですけど、塵芥処理費ということでこれは座間味の方の焼却炉の補正予算分の計上であります。

12ページ、消防費98万2,000円の報償費が提案しておりますけれども、これについては座間味診療所の医師が不在ということで、阿嘉島への患者の搬送のための謝金ということでの予算の計上であります。要するにかしまでここから患者を、夜間とか休日に運ぶ場合においての手当てというふうに考えていただいて結構だと思います。

13ページの方は学校給食費、これは大変申しわけないんですけど当初予算でこのページが丸々計上漏れがあったということで、今回どうしてもこれは経常的な経費だということで補正を提案させていただいております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

塵芥処理費の内訳について確認したいんですけど、需用費の9番、ガス使用料これは補正外20万2,000円入ってトータルで135万円になりますね。12月議会でしたか、今そのガスの使い方、経費を浮かすということで、漫画を燃やして最初の着火のやり方を変えているという話を聞いたんですけど、こう言った金額で実際使うんでしょうか。それとまとめて聞きます。10番、水道使用料14万4,000円上がっています。トータルで96万円になるわけですね、3月当初予算からすると。96万円の水道料金で何トンの水道料金になるのか、教えてください。それと焼却炉消耗品325万8,000円、これはバグフィルターですよ。トータルで865万7,000円になっています。12月の定例議会のときに課長から溶融炉の黒いすすが出ているのはバグフィルターのつまりとか、すそそうじとか話がありまして、その点検は十分やっているという話があったんですけど、バグフィルターについて若干、今回の800万円の説明をいただきたいなというふうに思っています。それと17番目の184万4,000円、耐火れんがなんですけど、去った議会の9月の補正予算で200万円の耐火れんがの質のいいやつを200トン買うということでお話がありまして、当時あのときにこれは200トン4回分だという説明を聞いたんですけど、今回補正予算組んで300万円余りトータルなっています。そこら辺の説明の補正と去年の実績から含めてこういった予算の組み方についての説明を聞かせてもらいたいと思っています。お願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

塵芥処理費の需用費関係の質問ですけれども、順を追って説明したいと思います。ガスの使用料、それと水道使用料等についてはこれまでの操業の実績、数値を今回の補正で上げております。当初予算はちょっといろいろと予算編成時でかなり財源が厳しい状況がありましたので、すべて30%カットで当初は計上してあります。最初から不足だったんです。これを去年の実績値に持っていったということです。ガスも平成18年に使用した額になります。水道の方も1日45トン前後使います。これの去年はこれの45日分、45

トンの45日プラスあとは基本料金ですね、それが月の水量になります。16の焼却炉の消耗品なんですが、これは粉塵装置バグフィルターといいます最後にガスを抜くところですね。これを通して最後は屋外に排出されます。いわゆる窒素とCO<sub>2</sub>以外はここで全部処理されますので、これの一部だけ変えるわけにはいかないですからもう全部総がえプラス予備として約1割から15%ぐらいは予備として購入します。これにつきましても当初3月の見積り額より30%抑えてありましたので、見積り相当額で計上してあります。こういう特殊なもののためになかなか値引きとか応じてくれませんでした。あと17の消耗品、耐火れんがなんですけどこれは括弧で耐火れんがと書いてあるんですが、実際は粉なんですよ。水で練ってコンクリートのモルタルがありますよね。ああいうような形でちょうどセメントに水を入れてモルタルにするような形で作ります。これまではかなり買い置きがありましたけれども、これ全部3か年間で使ってしまうので、今在庫がゼロです。今回はこのキャストは全部カーボン系のを使います。今まで白とカーボン系ということで2種類使っていましたけれども、カーボン系の効率が全体で非常に効果がありましたので、今回はオールカーボンにするということで、値段も3倍から4倍近くするんですけども、非常に焼却期間を格段に延長したという大きな成果がありましたのでその方に変えます。これも3月の見積り額に合わせて今回の補正額にしてあります。これも1年使用分ですね、利用については2回操業程度の分ということで購入いたします。以上ですか。

○ 議長（金城英雄）

宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助）

じゃあ今回300万円の耐火れんがは2回分ということでよろしいですか。前回の去年の件は一応加味していると考えてよろしいですね。それと水道料金の件ですけど、96万円って2,000トンの数字ですか。あれは普通の一般家庭の料金と違いますよね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

そうですね、2,000トン超えていると思います。

○ 議長（金城英雄）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第48号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長(仲村三雄)

議案第48号

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めます。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度座間味村の航路事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,527万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲村三雄

詳細につきましては、担当から説明しますのでよろしく御審議をお願いします。

○ 議長(金城英雄)

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長(宮村英美)

2号補正予算について説明します。これは当初予算に計上すべきものが漏れていた分なんです、8ページごらんになってください。8ページの事務所費、これは退職手当組合、各協会の負担金そして499万3,000円の計上漏れがありました。それから7ページの方なんです、この計上漏れのために一般事務職の退職手当の負担金がこの項目が支払いできなかったために、船員費の方の退職手当の方から支払い、4月分、5月分支払いしましたのでそれをもとに戻すということで、上の旅費、これは船員のドックのための旅費。これまで180万円ぐらい本土の方にドックしていましたので、旅費がかかったものですが、今回糸満の方にあげたものですから、旅費がかなり節減できました。そしてここから70万円はカットしてこの負担金に回しております。この分の歳入なんです、これは6ページにフェリーざまみ132万2,000円と、クイーンざまみ357万5,000円見込んでおりますが、天気よくて台風なければそれぐらいは見込んでおります。フェリーについては特に今回各学校の児童生徒のこれまで免除してきた分があるんですが、その辺

は今回今そういう赤字決算ということで全部徴収することになりましたので、大体それで意味で140万円ぐらいは補うことができるだろうということで、歳入はこの2つに分けて計上しております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保）

船舶課長、実はこの間日曜日なんですけれど、雨の中、要するに船と事務所とのその連携といいますか。その中でやっぱりお客さんが十何人ですかね、12人かな。実は乗り遅れがあったんですよ。ということは実は要するに向こうは飛行機から来るわけですから、それで切符はその日で最終便で発行してあるんですよ。そしたらそのキャスターを引いてガラガラしてくるうちにあの橋越えたところで船が出たと。乗れなかったと。だからそういうことではやはりこれから船の赤字だということで、やはりサービスに非常に事欠くんじゃないかと。ですからやはりもしだめであれば、きちんとその日の切符というのはもうとめて、じゃあ翌日乗ってくださいと言うんであればいいんですよ。その日の乗客の切符を売っちゃって、そうするとじゃあそれだったら二、三分ぐらいで、あるいは5分でもいいから船待つぐらいの余裕というのはあってほしいと思うんですよ。ですからやはりこういうことではこれからサービスには絶対つながらない。かなりのカンカンで私クレームつけられましたよ。ですからやはりそういうことも十分注意していただかないと、やはりこれから船は絶対サービス業なんですよ。例えば船長とそれから機関長もそうですけどね。船が着いたら、絶対に降りてきて乗客に頭下げて、大きいところの商船見てくださいよ。きちんと船員たちが前に並んでいらっやいませんと、ありがとうございますとだれか言えます。今調整監が前に出て一生懸命やっているでしょう。おかしい話ですよ。これほんとは船員がやるべきですよ、ちゃんと制服着て。こういうことをしないと、この座間味というのは観光客が落ちてくるという暗面、こんなことでは絶対だめですよ。これしっかり、村長も。そういうことをきちんと指導していただいて、こういう改善を努めていただきたいと思います。終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第49号 座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第49号

座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部  
を改正する条例について

座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により別紙のとおり議会の議決を求めます。

平成19年6月15日

座間味村長 仲 村 三 雄

（提案理由）

この条例は、座間味村特産品加工センターの施設を追加するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、提案するものである。

座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する  
条例の一部を改正する条例

平成19年6月15日

条 例 第 2 4 号

座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例（平成15年3月20日条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の名称及び位置を次のように追加する。

（名称及び位置）

名称 座間味村特産品加工センター  
座間味村第2特産品加工センター

位置 座間味村字阿佐620番地  
座間味村字阿佐416-3番地

（施行期日）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

内容については担当から説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

それでは特産品加工センターについて説明いたします。これは特産品加工センターの追加です。これは座間味村字阿佐の落水の加工センターの隣にある太陽光発電所です。平成19年3月30日に座間味村への無償で譲渡ということで譲り受けましたので、その施設を加工センターとして使っていくという。というのは隣接したところに今加工センターがありますので、そこで特産品の加工をやっています。それでその施設を、特産品をこれからつくっていくためにはどうしても施設が必要であるということです。その施設を活用してやっていくということで今この施設を加工センターにしてやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

沖縄電力が使っていたあの赤がわらの家ですよ。そこで何を特産品、何をつくるのか、計画をしているのか。もし加工品をつくるとしたらそこに施設の前には設備が必要だと思うんですけど、その設備は費用が幾らぐらいかかるのか。予定しているのか。そのまま入れるならそのまま、何も入れないで機械を入れなくてやるということはないと思うので、その辺ちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

この施設は条例を制定してこれから使用していくわけで、今お尋ねあります中での設備等については、これからのいろいろな加工していくことなのでこれから検討していく。実際に今加工センターで外の方でやられている方たちいますので、そういうのも含めてこれから考えていきます。

○ 議長（金城英雄）

金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

こういう座間味村には特産品が非常に少ないので、そういう設備もなかなか個人でつくことはできないのでいいことだとは思いますが、速やかに計画を入れて9月には何々できますよというぐらいですね。まずはあまり金がかからないで金儲けができるような特産品をつくるような方法でお願いします。以上です。

○ 議長（金城英雄）

宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

この前の太陽光、NEDOのものを譲り受けるわけですか。ここはあれじゃないですかね、土地は1筆、二、三筆じゃなかったかな。これは分筆されて416-3番地となっていますけど大丈夫ですかそこは。ほかの隣接、土地との関係は出てきませんか。これは大丈夫ですか。そしてその建物は何坪ぐらいありますか。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

その沖縄電力との● 土地なんです、これは雑種地になっていて1筆です。2, 625平米

になっています。それと今のかわらぶきの譲渡を受けた建物面積なんですが、1棟で111.6平米。

○ 議長（金城英雄）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司）

産業の育成としてこの加工センターとの一次産業、二次産業の育成という部分で非常に重要な部分でありますので、この件に関しましても最大限に取り組んでいただきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

これから議案第49号 座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

日程第15. 議案第50号 南部広域行政組合格約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第50号

南部広域行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南部広域行政組合格約を別紙のとおり変更する。

平成19年6月15日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

（提案理由）

南部広域行政組合の組織団体である糸満市が、平成19年7月31日限りで同組合の一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を取り止めることに伴い、南部広域行政組合格約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

南部広域行政組合格約の一部を改正する規約

南部広域行政組合格約（昭和56年沖縄県指令総第154号）の一部を次のように改正する。  
別表第2第3条第3号に関する事務の項中「糸満市、豊見城市」を「豊見城市」に改める。



## 附 則

この規約は、平成19年8月1日から施行する。

詳細については担当から説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

### ○ 議長（金城英雄）

垣花健総務企画課長。

### ○ 総務企画課長（垣花 健）

説明を申し上げます。3枚目をごらんください。新旧対照表がついているかと思えますけれども、ただいま村長から説明がありましたとおり、共同処理する事務の中で一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する事務を変更右側では、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町ということで共同で行っておりますけれどもその中から糸満市が抜けるということで、南部広域行政組合の規約を変更する必要があります。一部事務組合の規約の変更については、南部広域行政組合に組織として入っています市町村議会の議決が必要だということでも地方自治法第299条の規定に基づく提案であります。よろしく願いいたします。

### ○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第50号 南部広域行政組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第50号 南部広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

議会を閉じます。

これをもって、平成19年第2回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後4時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 城 英 雄

署名議員 宮 平 秀 保

署名議員 宮 里 順 之